

資料編



1 東大和市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条の規定に基づき、市長の附属機関として、東大和市子ども・子育て支援会議を(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 特定教育・保育施設(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。)の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業(法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。)の利用定員の設定に関する事。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画(法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。)の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織及び委員)

第3条 支援会議は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者 3人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 3人以内
- (4) 学校教育関係者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に会長及び副会長1人を置き、その選任方法は、委員の互選による。

2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議に係る会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 支援会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、子ども生活部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

2 東大和市子ども・子育て支援会議の委員一覧

◎会長、○副会長

分類	氏名	備考
子どもの保護者	伊藤 千夏	公募委員
	寺山 優子	公募委員
	水上 早苗	公募委員
学識経験者	上田 みどり	民生(児童)委員 主任児童委員
	坂本 勝恵	地域福祉審議会 子ども・家庭部会委員
	◎佐々木 晶堂	東京都社会福祉協議会 児童部会長
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	片野 景子	東大和早樹保育園 保育士
	廣澤 浩	すこやか病児・病後児保育室長 (広沢こどもクリニック)
	山本 明美 (平成25年8月～ 平成26年3月)	南街保育園長
	仲里 玲子 (平成26年4月～)	れんげ保育園長
学校教育関係者	○網干 裕之	狭山ヶ丘幼稚園長
	杉本 快枝 (平成25年8月～ 平成26年3月)	第三小学校長
	住吉 豊 (平成26年4月～)	

3 子ども・子育て支援会議等の開催概要

開催日	会議名	内容
【平成25年度】		
平成25年8月21日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 会長・副会長選出について ● 諮問書について ● ニーズ調査(案)について
平成25年9月26日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査(案)について ● 第3回東大和市子ども・子育て支援会議(施設見学)について
平成25年10月18日～	子ども・子育て支援ニーズ調査実施	
平成25年11月15日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の保育園・幼稚園等の施設見学
平成26年1月20日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について ● 教育・保育等の量の見込みについて ● 教育・保育提供区域について
平成26年3月20日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育提供区域について ● 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書について ● 教育・保育等の量の見込みについて
【平成26年度】		
平成26年5月23日	第1回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育等の量の見込みの補正について ● 新制度に係わる基準について
平成26年7月1日	第2回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育等の量の見込みの補正について ● 新制度に係わる基準について ● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準 ● 地域型保育事業の設備と運営の基準 ● 放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準 ● 支給認定基準 ● 子ども・子育て支援事業計画の骨子案について

開催日	会議名	内容
平成26年7月28日	第3回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育等の量の見込みの確保策について ●子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成26年8月29日	第4回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
平成26年9月17日	第5回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画の中間報告案について
平成26年10月11日 10月14日	市民説明会(計3回)	「子ども・子育て新制度ってな～に?～これからの東大和の子育てについて」
平成26年11月20日	第6回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画(案)について ●利用者負担について
平成27年1月29日	第7回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援事業計画(案)について ●利用者負担額(案)について



4 用語解説

【あ行】

- **アウトカム**

成果に関する指標。例えば、待機児童がどの程度減少したかなどがあげられる。

- **アウトプット**

事業実施に直接関連する指標。例えば、保育所の定員数の整備などがあげられる。

- **一時預かり事業（一時保育事業）**

主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

- **延長保育**

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育。

【か行】

- **核家族(化)**

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

- **家庭的保育**

保育者の居宅やその他の場所で行われる小規模の異年齢保育。2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域子どもたちを守り育てる役割を担う。

- **かるがもひろば**

東大和市の子ども家庭支援センターの愛称。子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、子どもと家庭に関する総合相談および子育て支援サービスの提供・調整などを行う窓口。

- **居宅訪問型保育**

自宅等に保育士等が訪問して児童の保育を行う事業。いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

- **緊急一時保育**

保護者の病気、出産又は家族の看護等で、一時的に子どもの世話ができないときに市内の保育園で行う保育。

- **合計特殊出生率**

1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。合計特殊出生率がおよそ2.08のとき、人口は増加も減少もしない。また、この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

- **子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）**

援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

- **子育て短期支援事業（子どもショートステイ）**

養育協力員世帯の家庭や児童福祉施設などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業。

- **子ども・子育て支援新制度**

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

- **子ども・子育て支援法**

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

●事業所内保育

もとは企業内または事業所の近辺に用意された、育児中の従業員向けの託児施設で、子どもを育てながら従業員が安心して働けることを目的としている。なお、子ども・子育て支援新制度では、定員数に基づいた一定数の地域枠を設けて、その地域の子どもと従業員の子どもを一緒に保育することで、新制度における保育給付対象の施設となる。

●次世代育成支援行動計画

次世代育成支援を計画的に推進するため制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられていた計画。平成27年度以降、地方公共団体の策定は任意とされている。

●次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

●就業率

15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも(1時間以上)した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、仕事を休んでも給料・賃金の支払を受ける者と、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

●小規模保育

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。大都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることや、多様な主体が、多様なスペースを活

用して質の高い保育を提供できること、保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できることが期待される。

【た行】

●待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

●男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

【な行】

●ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施した調査。調査結果を共働き等の家族類型に分類し、その希望等から計画における「量の見込み」を算出した。

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

●認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所(私立)があり、公費により運営されている。

● 認証保育所

東京都独自の制度で、国の基準による従来の認可保育所は、設置基準などから大都市では設置が困難で、また0歳児保育を行わない保育所があるなど、都民の保育ニーズに必ずしも応えられていなかったことから、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができる、新しい方式の保育所、認証保育所制度。A型(駅前基本型、対象0～5歳)とB型(小規模、対象0～2歳)の2種類がある。

● 認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける必要がある認定の区分。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われる(p30・図表4-1を参照)。

● 認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、②地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設。地域の実情に応じて①幼保連携型(認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ)、②幼稚園型(認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ)、③保育所型(認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ)、④地方裁量型(幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ)の4種類がある。

● 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

● PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改

善(action)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。これを繰り返すことによって螺旋状に次第にプロセスが改善されることが期待されている。

- **病児・病後児保育事業**

病気又は病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

- **放課後児童クラブ（学童保育所）**

放課後等に保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、保護者に代わって放課後に保育を行う施設。授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る施設。

【や行】

- **養育協力員世帯**

保護者の出産・疾病等で家庭における養育が困難となった児童を一時的に預かる協力家庭宅。

- **養育支援訪問事業**

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

- **幼稚園**

小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた学校で、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的(学校教育法第22条)としている。ただし、小中学校のような義務教育機関ではなく、満3才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

- **幼稚園による一時預かり事業**

主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

【ら行】

- **利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）**

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

5 Q&A集

(1) 保育所等について

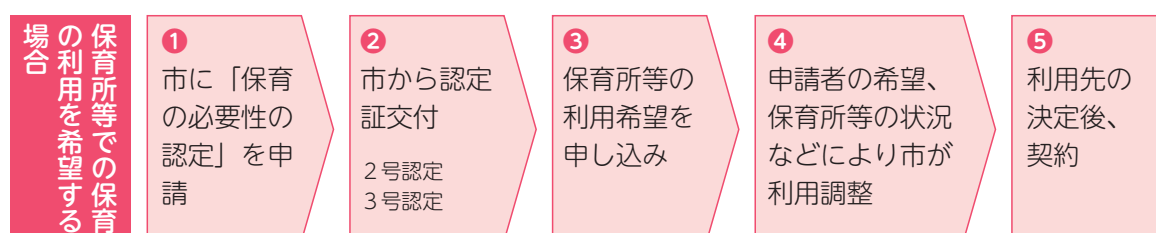
Q：新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A：現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所を運営している事業者が、どのように運営していくかを定めることになっています。

Q：保育を利用するときの手続きはどうなるのですか？

A：基本的な流れは、以下の通りですが、当面は、保育の必要性の認定手続きと利用希望申し込みを同時に市に行っていただきます。

■子ども・子育て支援新制度における保育所等利用の流れ



Q：新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A：新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要な応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

Q：すでに入園している人たちには関係ないのではないですか？

A：お子さんの年齢と保護者の就労状況等によって区分された、認定証を発行いたします。また、手続きは現在、通園している保育所経由での手続きとなります。なお、認定証は転園等の際に必要となりますので大切に保管してください。

Q：共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A：共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。

保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」(2号認定)を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市が認定を維持するか、または変更するかを決めていくこととなります。

Q：認定の有効期間は何年ですか？有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなるのですか？また、現況の報告等は毎年必要なのですか？

A：教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)です。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。ただし、求職活動が事由である場合については、最長60日を有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとなります。

Q：保育する施設(事業)は変わるのですか？

A：幼稚園や保育園が認定こども園に移行したり、認証保育所が小規模保育所等に移行することがあります。なお、認証保育所が小規模保育所等に移行しない場合でも、今のままご利用いただけます。

Q：待機児童問題は解消されるのですか？

A：深刻な待機児童問題に対応するため、政府では「待機児童解消加速化プラン」を策定し、新制度の開始(平成27年4月)を待たずに先取りとなる取組みを行っています。具体的には、小規模な保育事業や、幼稚園での預かり保育、認可を目指す認可外保育施設への支援や、保育士の方の処遇改善などの取組みを進め、さらに新制度の本格実施により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。また、東大和市では平成26年4月現在、待機児童は1歳児のみの14名に減少してきましたが、今後も待機児童が生じないよう、本計画に沿って対策を講じていきます。

Q：認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A：保育の質を確保しつつ量を拡充していくため、新制度では、認可基準を満たす施設が原則として認可される仕組みが導入され、こうした取組みにより認可施設が増加することが期待されます。

Q：新制度になると保育料はどうなるのですか？

A：現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市が定めることとなります。また、所得階層区分の決定の根拠が所得税の額から住民税所得割の額へ変更し、新制度による保育の必要性の認定は、保育標準時間と保育短時間に分かれます。なお、保育標準時間と保育短時間では利用者負担(保育料)が異なります。

Q：新制度では、保育料は毎年同額になるのですか？

A：保育料は、市民税額をもとに毎年決定されることになり、保育料の切り替え時期は、毎年9月になります(8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市民税額により保育料が決定)。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。

(2) 幼稚園等について

Q：教育する施設(事業)は変わるのですか？

A：認定こども園が新設されたり、幼稚園が認定こども園に移行することがあります。なお、私立幼稚園については新制度に移行する園と現行制度を継続する園があり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。私立幼稚園が新制度に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます。

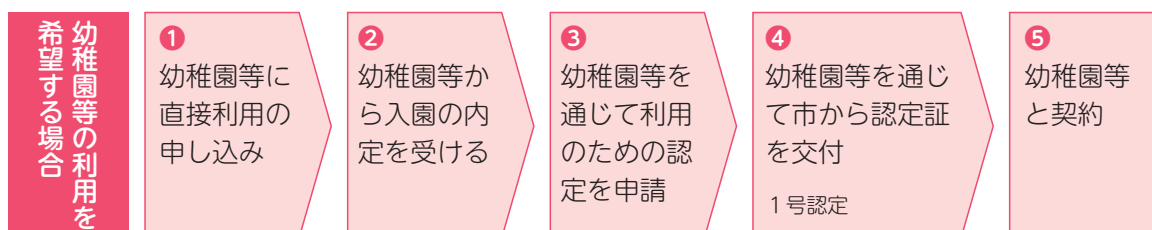
Q：幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A：幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」(1号認定)を受けていただくこととなります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようになります。

Q：新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A：新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合は必要に応じて市町村による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

■子ども・子育て支援新制度における幼稚園等利用の流れ



Q：幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A：新制度では、保護者の所得に応じて市が定める利用者負担額を幼稚園へ支払う仕組みになり、また、就園奨励費補助金に代わって、公定価格にもとづく行政からの補助を踏まえた金額になります。なお、国基準以上の手厚い教育(保育)が実施される場合、各園において、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。新制度外の私立幼稚園については今までどおり園が利用料金を定めます。

Q：幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A：幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になる場合があります。また、新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所などでの一時預かりを充実し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

(3) 認定こども園・その他について

Q：認定こども園のメリットは何ですか？

A：認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

Q：家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？

A：新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点(子育てひろば)」などがあります。

また、パートタイムの方でも1か月あたり48時間以上就労していれば、保育の必要性があると認定し、保育所等を利用することができます。

Q：「放課後児童クラブ」の改善が図られると聞きましたが、どうなるのですか？

A：放課後児童クラブは、新制度実施に向けて、職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たな基準を定めました。また、これまで基本的に小学校3年生までが対象児童でしたが、小学校6年生までが対象となります。

